

京都市告示第 26 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成14年6月13日付けで認可した桜坂自治会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成18年4月10日

京都市長 榎本 頼兼

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
事務所の所在地	京都市左京区岩倉長谷町 664 番地の 20	京都市左京区岩倉長谷町 664 番地の 18
代表者の氏名	谷岡 賢一	吉田 哲夫
代表者の住所	京都市左京区岩倉長谷町 664 番地の 20	京都市左京区岩倉長谷町 664 番地の 18

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)